

第二十六回 参議院運輸委員會會議録第二十二号

昭和三十三年四月二十六日(金曜日)午前十時五十九分開会

委員の異動

四月二十四日委員江藤智君辞任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。

四月二十五日委員三木與吉郎君、成田一郎君及び前田佳都男君辞任につき、その補欠として齋藤昇君、植竹春彦君及び江藤智君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 戸叶 武君
理事 江藤 智君
委員 三木與吉郎君、大倉 精一君

委員

木島 虎藏君、後藤 義隆君、相澤 重明君、柴谷 要君、市川 房枝君、岩間 正男君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君
会専門員

説明員

日本国有鉄 道副総裁 小倉 俊夫君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○運輸事情等に関する調査の件 (仲裁裁定に関する件)

○委員長(戸叶武君) これより運輸委員会を開会いたします。

委員の變更について報告いたしました。四月二十四日江藤智君辞任、前田佳都男君補欠、四月二十五日三木與吉郎君辞任、齋藤昇君補欠、成田一郎君辞任、植竹春彦君補欠、前田佳都男君辞任、江藤智君補欠、四月二十六日植竹春彦君辞任、成田一郎君補欠、齋藤昇君辞任、三木與吉郎君補欠、井村徳二君辞任、木島虎藏君が補欠として選任せられました。

○委員長(戸叶武君) 理事の補欠互選についてお諮りいたします。江藤智君及び三木與吉郎君が委員を辞任し、再び委員に復帰いたしましたので、この互選の方法は、成規の手續を省略して、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(戸叶武君) 御異議ないと認めます。それでは私より江藤智君及び三木與吉郎君を理事に指名いたします。

○委員長(戸叶武君) 運輸事情に関する調査中、仲裁裁定に関する件を議題といたします。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 今予算委員会に上程されおられます裁定をめぐっての補正予算の関係について、少しく御質問をいたしたいと存じます。

仲裁裁定が示されましたから、政府は完全に実施をするということ、仲裁委員会からまだ裁定が出ないから言われておりましたようですが、いよいよ裁定が明らかになって参ります。補正が組まれてきたようであり、すけれども、今一番問題になっておられます点は、公労法上からいって、私も私どもは確定給手というふうに考えているんですが、これが一部新聞に報道されておりますように、やみ給手というふうなことが報道されておりますけれども、果して国鉄当局は新聞が伝えておられますようにやみ給手と考えているのかどうか、まず最初にこの一点を伺いたいと思っております。

それからその次は、今回の確定給手の中には第一次、第二次とあります。第一次はさておきまして、第二次の問題が補正の中に大きな問題として出てきておられますけれども、第二次確定給手の扱いについて、政府は大体三分の二を認めるけれども、三分の一は認めない、こういふような内容になっておられるように承知をいたしておりますけれども、今日国鉄の給手を見まするといふと、この第二次給手の内容は、大かた皆さんが御存じの通り、仲裁ではなしに調停案として出されたものが労使の間で確認をせられ、協定となつて今

日実施されていると、私はかように承知をいたしております。この問題が、政府の立場から言わせるといふと、労使間においてきめたものであるけれども、政府は知らぬ、だからやみだ、こういふようなことを今政府は言っているのじゃないか、かように考へる。そこで、この取扱いを国鉄当局として、現行支給をしております給手の中から、政府が認めないから支給をしないという建前でいくのか、それとも、現行給手をしていくものだから、政府が認めようと認めまいと、これはそのまま実行していくんだ、こういふ考へ方であるか、この点を第二点目にお伺いをいたします。

それから千二百円という裁定が出たが、これは裁定本文の中にもありますように、いわゆる予算単価に千二百円の上積みをする、こういふようになっておられます。でありますから、第一次のいわゆる六百万をこれから差し引くということは考へられる。それから第二次の五百二十円相当額を引く、こういふふうに考へられるわけでありまして、さうしますと、八十円しか、いわゆる千二百円の裁定は出されませんでしたけれども、国鉄職員は賃金アップといふものはあり得ない、こういふふうに解するわけでありまして、ところが、現実的にはさういふ形ではなしに、まあ五百二十円の中を三分の二認める、こういふような形になりますから、多少金額は上回ってくると思つておられますけれども、これが果して正しい裁

定の取扱であるかどうか、この三点について、まず最初にお答えをいたしたいと思つておられます。

○説明員(小倉俊夫君) まず第一点の、やみかどうかというお尋ねにお答えいたしますが、問題は二つございまして、一つは、二十九年の調停あつせん並びに三十年の調停に基きました。いわゆる五百二十円の問題でございますが、これは私ももちろんやみとは思つておりません。政府の言明につきましても、やみではないと、こういふ答弁があつた次第であります。ただ、それがどうしてやみというふうな字がついたかと想像いたしました。これは本来は基準内の給手は基準内の予算から支出すべきのものが本筋でございます。いましやうが、従来の関係から、これを超過勤務の方で支弁していた、だから、さういふ意味で本筋から離れていくということ、やみという字を新聞関係あたりでおもしろく使つたのではないかと、こう考へておられますが、従来の慣行で超過勤務の方から基準内賃金を回した例はございまして、また、広くいつてそれが給手総額の内でありまして、当否は別といたしまして、やみではない、こう考へておられます。で、もちろんこれは調停に基きまして困交によつてきまつたものでございまして、確定して正規の給手だと、こう考へております。ただ、それが今回の予算単価の千二百円の内、基準内の千二百円のアップにどう関係するかというところは、これはまあ

別の問題と考えるのでございます。それからもう一つのいわゆる第一号の確定分、これは国鉄におきましては、業績手当として出しておきますので、このベースとは関係がないというふうな私どもは考えております。

それで第二点のこの格差、ただいま五百二十円の分につきまして、これをいかに処理するかということが一番の問題でございまして、これが実は仲裁の裁定で不明確であったのが今日の紛議をかもし原因ではないか、こう考えるのであります。あるいはこれは中労委に対して失礼な言葉かもしれないが、事実はそういうふうな私どもも思っています。それで、私、国鉄といつても、政府といつても、私、国鉄といつても、あるいは公労協といつても、質問書を仲裁委員会に提出したのであります。その御返答がはつきり数字で示されれば、これは何人といえども答えて一つなのであります。やはりその回答が文書で確定の数字が出て参りませんもんですから、解釈に相違が起つたのではないかと、こう考えております。私のまあ解釈を——これは私五現業に全部にまたがる問題でございまして、政府がこれを取り上げて補正予算を組むというのであります。ば、政府の見解が権威のあるもの、また私どもはそれに従うべきものと、こう考えるのであります。その解釈は、実は裁定には五百二十円という一号確定分は、これは望ましくない、予算単価と実行単価の間に大きな差があるというところは望ましくないと、これは将来の問題として、こういうことはなくしていくべきものだということ

が一つ書いてございます。その場合に、将来これをなくすというところが、どういう方法でいかに行われるべきかというところは書いてございませぬ。一つの疑問の点でございまして、それで結局は、この五百二十円というものが千二百円の中に溶け込むべきものであるか、あるいは別に存続するものかというところに疑点を残したのであります。さらに政府からの中労委に対する質問書の回答に、相当額の実質的な給与改善の措置が望ましいと、こういふふうに出ておりました。それが数字的に現われておりませぬのですから、相当程度ならばこれは裁定の実施であるというふうにも解せられるのでございまして、それで今回政府がとられた措置は、国鉄で申しますれば、五百二十円のうち百八十円は千二百円の中に溶け込まして、あとの三百四十円はそのままにおいて将来の問題にする、こういふふうなことで補正予算が組まれておるのでございます。

○柴谷要君 今お話がありましたように、裁定は千二百円出された。しかし、まあ第二次に確定しております。五百二十円の中で、百八十円だけは千二百円の中に含まれる、こういふことで今お話がございましたが、千二百円の中に百八十円を含まれることが当然のようにお考えになりますか、それとも、これは当然五百二十円というものは千二百円のワケ外のものと考えられるか、どうも問題の中心はここにあるかと思ひます。そこで、三分の二は認められなくても、三分の一は認めないというところに完全裁定実施というところにならぬと思ひます。この考え方が、国鉄当局は政府がやることだからやむを得ない、かようにお考えになっておられるか、それとも、これはあくまでも政府として処置をしてもらいたい、こ

ういふふうにお考えでおられるか、この点をお伺いいたします。

○説明員(小倉俊夫君) 実は、その五百二十円と千二百円との関係は、これは中労委の意見でなければきめられない問題でございまして、私は、ただこちらがいいかというのではなく、裁定及び質問書の回答を通じての解釈だけの権能しか持つておりませぬので、解釈だけの範囲で申し上げるよりほかすべがないのでございするが、その一つとして、こういふふうな考え方もいたしてみたいとございします。

と申しますのは、その実行単価と予算単価、これを一致させなければならぬというところにウエートを置きます。その五百二十円を消すためには、これは超過勤務から支払つておる五百二十円をやめて、これを全部千二百円の中に溶け込ますということが一つ考えられます。それで、そういたしますと、現在の超過勤務から出ている五百二十円というものが全部消滅いたしますので、そういたしますと、実際のベース・アップはきわめて少くなり、先ほど仰せの通りに、第一号の確定分を除きましては八十円にしかならぬ、それでは非常に今回の仲裁の趣旨に合わないから、その点は相当程度の実額のベース・アップを確保してほしいとの仲裁の意見であるので、その五百二十円全部溶け込むというのをやめまして、三分の二だけはさらに置いておいて、千二百円のベース・アップのほかにそれを考えるのだというところになりますと、そういふふうな解釈も立つ

と思ひますので、三分の一を削るのはいいか悪いとかいうことは別にいたしまして、解釈としては、裁定の実施としては、そういう方法も実施である、こう考えられる次第であります。

○柴谷要君 どのも内容を十分知っている方ではないと、副總裁の答弁は全然おわかりにならないと思ひます。そこで、まあ皆さん方におわかりになるように端的に申し上げたいと思ひますが、今国鉄の労働者が平均ならして一万八千六百円ほどのベースになっておるわけです。ところが、これに千二百円を足して、そうして一万九千八百円ですか、このベースにするというのが仲裁案の内容だと思つていた。ところが、一万八千六百円というのは、これは実行単価、今日職員に支給しておる単価です。ところが、政府の認めたとこの予算単価というものは一万八千何十円ですか、そこらになつておる、この上に千二百円を足せと、こういふことになつておる。ですから、今これに千二百円を足しますと一万九千二、三百円になる、このうちから実行単価一万八千六百円、これはすでに支給しておりますから、差し引く、そうすると六百四十五円残る、この六百四十五円がすぐベース・アップになつていけば問題はなし。ところが、五百二十円という第二次のやつが問題になつて、この三分の二しか認めないと、こういふ形になつてきますと、今度は千二百円のベース・アップをするように世間ではみんな考へておるけれども、実質的にはそういう形になつてこない、こ

ういふのが実態なんです。そこで、まあ私の聞きたいのは、実はその五百二十円の第二次のいわゆる確定賃金をどうして三分の一引くのか、この問題は仲裁の中に問題として、将来こういふことについては解消していかなければならぬ、こういふ字句があるわけです。その将来というのを利用して、今回これを差引いてしまつて、こういふ考へ方なんです。ここに私は間違ひがあると思ひます。そこで、まあ衆議院の方では社会労働でも藤林委員長のおいでをいただいでいろいろ聞いたところが、将来は今日この場ではない、将来というものはあくまで将来だ、こういふ答弁をされておるわけだ。そうすると今回やつた政府の処置というのは、これは仲裁裁定に完全に一致した見解のもとにやつておられる行為ではないと思ひます。そこにやはり国鉄当局あたりは、組合と団体交渉の上ではつきり出た内容です。それは、やはり政府に——仲裁裁定の出された藤林先生が言われたことですから、強く要求されて、まあ三分の一も復活してもらひ、こういふことにしないと、実は名目的に千二百円であつて、実質的には幾らも上つておらない、こういふことにならうかと思ひます。そこをやはり国鉄当局としては十分一つ考えられて、運輸大臣に十分これは努力してもらひ、まあ働きかけてもらひたい、こういふふうに思ひます。そのことがかえつて筋が通る仲裁裁定であり、藤林委員長が言明された内容に沿つたものと思ひます。これが歪曲されて仲裁裁定が完全に実施されないというところになりますと、またまた公労協一丸となつたところのまあ問題が発生してくるような気がするので、私どもは、仲裁裁定を完全に実施をして、そうして政府がい

く

ならば、今日のような公労協を中心にし、あるいは官公労を中心にしたところの闘争というものも、相当私は質的に変化をしていくのではないかと。とにかく、政府が守らずしてここにごまかしの仲裁裁定を実施するようないことがあるとするならば、これは今日を境にして、非常に公労協の状態なりあるいは官公労、ひいては全労働者階級に悪い影響を与える。そののみか、それがひいては激しい労働運動となって現われてくるような気がしてなりません。

そこで、まあ国鉄当局としても、とにかく調停案の趣旨を了として、しかも、団体交渉で結論を出したものをこの際認めていかぬというような形ではなしに、完全に認めていく、こういう態度を明らかにして一つやっていたらいい、こう思うわけですが、それから実行準備と予算準備、これを近づけていく、こういう努力は今後大いにやっていたらかなければならぬと思うのですけれど、果して、政府が今日のよりの実態の中で、これはもう予算準備と実行準備を合して、ほんとうにびつたり合していくということは、私はまあ運用の上からいって至難な問題ではないかと思う。こういう問題を一つまあ十分お考え願って、裁定の問題についてはやっていたらいい。

それから今回補正予算の中に組まれております内容をみますと、いわゆる国鉄自体がですよ、基準内と基準外を合せて、まあ何と申しますか、流用、あるいはこの中で操作をやっておったことが、今度は基準内は基準内、基準外は基準外と明確に分けられて、国鉄の自由裁量を全然施す余地がないようにあの補正予算の内容をみますと思

われるのですが、この点のお考え方はどういふふうにお考えになっておられるか、この見解をちょっとお尋ねいたしたい。

○説明員(小倉俊夫君) 前段のベイス・アップの問題でございしますが、これはおっしゃる通りに非常に複雑難解でありまして、私もさういふ説明を聞きましてはまあわからない点がたくさんあるのでありまして、これは各公社とも難渋いたしましたのであります。社とも難渋いたしましたのであります。それで私も簡単にできるだけ集約して申し上げますと、千二百円のうち百八十円は引かれる——三分の一の百八十円は引かれる、でありますから、ベイス・アップは第一段階としては千二百円上る、こう考えております。ただし、これもごまかくなりますが、ベイス・アップのために昇給の資金もふえて参りますから、それを支弁しなければならぬということで、多少の差引はございしますが、ごく大筋から申しますと、千二百円というのがベイス・アップだと一つ考えられます。ただし、ここに一つ問題がありますのは、一号確定分の六百円の問題であります。これは先ほど申しましたように業績手当てで、国鉄としましては業績手当てを出したので、これはベイスになっておりませんが、もし、これをベイスなりとして差し引くという勘定をいたしますれば、千二百円からまた六百円を引きまして、四百二十円のアップということになります。そのいずれかをとりわけございしますが、私どもはその六百円の方は業績手当てであったという筋合いからいたしまして、今回は約千円のベイス・アップだと、こういうふう

それから実行準備と予算準備とを將來どうしていくかということでございます。これは將來に残された問題でありまして、いろいろまあ、そこで予算の組み方によりまして変わってくると思つたので、これはまた政府当局で十分考慮することがあろうと、かように考

○柴谷要君 まあ副総裁といつまでやっておつても、大がかり知つてはいる仲です。それから、これ以上どうも質問しても仕方がないのですが、最後に一つだけ、まあ運輸大臣が——実はきよりの運輸委員会は運輸大臣に十分認識をしてもらうために大いに質問したいと思つたのですが、衆議院の予算委員会がこの問題を同じく取り上げて同僚議員からやっていたりしておりますので、まあ副総裁とのやりとりになったのですが、この間団体交渉で国鉄が示された内容もまあ多少違つておりますけれど、どうも百八十円というこの三分の一が問題で、これを政府に認めたら、今度も千二百円のベイス・アップで満足とはいきません。一応、一応終了ということで問題は一応なくなると思つて、ところが、この百八十円を認めないために、差つ引きもいろいろ形になりますから、どうしてもこれは問題が残る。これをやはり政府が認めないからというところで、国鉄自体で今まで基準内、基準外で流用しておつたこの大きな問題ができておつたので、政府のある程度内々の了解を得るならば、この百八十円の問題は国鉄自体としてやっていく考え方があるか、それとも百八十円を差つ引いて処理する考えであるか、この点だけ一つ、

副総裁にお尋ねをしておきたいと思つた。

○説明員(小倉俊夫君) 今度の問題は、先ほど申し上げましたが、三公社五現業全部につながる問題でして、ことに補正予算という予算上の問題がございしますので、これは大きく政府の問題になっております。従いまして、私どもはその政府の見解に従い、またその予算上のきまつた額の範囲内でまかなつていかなければなりません。で、百八十円は差し引くつもりをいたしてあります。で、つまり、この補正予算の成立いたしました通りにいたしていきたい、こう考えております。

○柴谷要君 ところで大事な答弁が今副総裁からなされたわけですが、そうしますと、調停案で示されたものが団体交渉で結論が出て、協約まで結んだ問題で、政府が予算化しないからといって、ここで差つ引いていくという考え方は、やはり公労法の精神をじゅうりんとするものであると私は思ふ。(その通りと)呼ぶ者あり)これをもし政府が押しつけていくとするならば、公労法の精神を政府みずから破り、国鉄はそれに対して何ら抗弁することなくそのままやつていくという考え方で、これは公労法の精神に違反するものだと思います。そこで、三公社と一現業、この四カ所にとればどの金が要るかという、わずかに二十二億しか要らない。三分の一を差つ引いた金額はこれを復活しても二十二億であり、しかも、その二十二億は補正に組まなくてもいい、各省の持つている予備費の中から出す気なら出せる。少し問題があるというのは、電電公社だけである。その電電公社といつても、これは問題はな

かろうと私は今日思つておるので、本年は政府は正式には認められないけれども、運用の上でやつていけば、こう一歩かければできる問題だと私は思ふ。それによつて仲裁裁定が完全に実施される、こういうことになれば、法の精神をゆがめることなく完全に実施され、しかも、内容の上において低い金額であっても、労組も了解する、こういう形が出てくるので、これは三分の一のわづか今問題になっている三公社一現業、この四つだけで二十二億という金額である、このくらいの金額は文殊の知恵を働かせれば、幾らでも私は出てくると思つたので、こういうわづかな金額で世の中を騒々しくさせるようなことのないように、まあ国鉄当局としては、今のような緩切型の答弁ではなく、しっかりと腰を据えてこれやっていたらいい、こう思つたので、きょうあたりは衆議院の予算委員会ではこの点に議論が集中されてかなり激しい問題になろうかと思つた。私はこの問題が今回の問題を一切処理するポイントだと思つた。これには、先に岸総理も言われたように、裁定は完全に実施します、と、こう言つた政府の考えにならぬ、十分は思つたので、国鉄当局としても、十分一つやっていたらいいと思つた。特に岩間委員の方からも御質問があるようですから、私はこれで質問を打ち切りたいと思つたが、ほんとうに問題の争点はもうしばらく、三分の一が復活するかしないか、この一点にかかつているというところにある。ですから、わづかの金額で問題が

第三

あとに残ることのないように、ほんとうに国鉄当局も腹を据えて、政府にも十分にこの真意を伝えて、国鉄当局としては、完全に実施するよう努力を希望して、私の質問を終わります。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 今の御説明では、いかに説明するか、そういう立場にしかないのであるから、いろいろなことと関連して説明を妙にうまくやられたというだけのこと、実質上の問題にはならないと思ひます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○説明員(小倉俊夫君) もちろん裁定は最終の決定でございますし、双方の当事者を制約するものでありますから、これは忠実に実行いたすつもりでございます。

○岩間正男君 その中で、第二次になりますけれども、五百二十円の三分の一の問題ですけれども、これについては、政府のやり方と、それから仲裁裁定委員会の藤林委員長の見解とが非常に違ひます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 先ほども申し上げましたが、裁定はいろいろ解釈せられるので、その点で各方面で疑義が生じたのでございますが、これもやはり明確にするのは中労委でありますし、またこの予算審議の間に明確にせられるべきものと考へます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 しかし、すでに昨日から参議院におきましてその意見が聴取され、明確にされたわけですから、どうか、こういうことではっきりしておると思ひますが、その問題は、あくまで仲裁裁定委員長の意思によって明らかになる問題だと思ひますが、ここで聞きたいのは、その点が明らかになりませんか。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 ないなんて言っていない。当然自主性をお持ちになつていていのでしよう。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 それは三公社五現業の問題ですけれども、その中の一つの構成要素で、しかも、自主的に国鉄公社はこの問題を話し合ひ、係争点になりました。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 国鉄は政府に盲従すべきではないので、国鉄は自主性を保持しているわけですから、その点いかがですか。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 ないなんて言っていない。当然自主性をお持ちになつていていのでしよう。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 それは三公社五現業の問題ですけれども、その中の一つの構成要素で、しかも、自主的に国鉄公社はこの問題を話し合ひ、係争点になりました。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 ないなんて言っていない。当然自主性をお持ちになつていていのでしよう。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○岩間正男君 ないなんて言っていない。当然自主性をお持ちになつていていのでしよう。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

○説明員(小倉俊夫君) たいだいま私の答弁の中に、差し引くと申し上げましたのは、これは非常に不穏当でございますから取り消させていただきます。

が、政府の見解は正しいということも責任者が答弁せられておるのであります。政府は何でもかんでもきまっただ通りにやるというのではなくて、その前提には、これが裁定の実施であるという前提のもとに、この万般の措置が講ぜられておるのであります。それで私どもの立場は、これはほとんど裁定は各公社—三公社五現業に大体同じように出ております。従いまして、それが各公社に、あるいは五現業におきましては、まことに非難がとられましたら、これは非常な紛糾に陥るのであります。そこで、これを統一した有権的な解釈をするということは、これはまあ政府がせられることでありまして、それに従うということでは自主性がないということにも相ならぬのではないかと、こういうふうに考えております。

○岩間正男君 それは、実施はしていただきますけれども、私は、完全に実施していただけないというのことは明らかだと思っております。だから、完全実施するということですが、当然これはあつたときの妥結の条件でありましたから、これをやはり守らないという事態が起れば、それはなるほど三公社五現業に連帯して関連した問題であります。国鉄の側から三公社五現業に話合つて政府に申し入れることだつてこれはできるわけでしょう。政府のやり方が、再びまたそういう争議態勢をはらむというふうなところに追い込まれる危険性を持つてゐる。私たちが見まして、これは完全にこの問題を解決して、そして少くとも当面した問題をここで切開手術をして、この原因を、病気の原因を除去した、こういうふうには見られない。あとに禍根を残す、こう

いうふうに考えるのです。だからこそ、私たちは政府の完全実施を要求し、また関係の公社において、こういう問題をやはりやつていくべきじゃないか、こういうふうには考えるのです。が、なかなかしつこくその点あなたの立場からはつきり言われないようですか、その点はわれわれとしては、そういうやはり御答弁じゃ不満だと思つております。

もう一点お聞きしたい。それは先ほど業績手当の第一次の問題が出たのですが、六百円の問題であります。この六百円はむろんこれは既得権でございます。団体交渉によつてはつきりきまつたのですから、既得権でございます。この既得権の分を今度はベイス・アップの中に入れて、そのつを含ませる、こういうことを別に考へて、それで明らかに今度引かれるのは八百十円だけだ。だから国鉄当局の見解では、実質的には今度のベイス・アップは千二百円だ、こういうふうにおお考へになると、こういうことになるわけですね。そうすると、この業績手当の問題というものは、今後やはりお出しになるということをお前提にしなければ私は意味をなさないのでないか。業績手当は今後もやはり別に、今までの既得権として、今のベイス・アップとは別にこれはなるのでございませうね。そうでないと、先ほどの千二百円をベイス・アップしたのだというふうなことは成り立たないと私は思つております。いかがでございませうか。

○説明員(小倉俊夫君) 業績手当はこれはベイスでございませんで、これはベイスの概念から考えますと除外されるべきものだと思つて、これがこ

それが三十二年度からは、今回の予算措置として、ベイスの格好で組み上げられるので、そういう意味から申しましてベイス・アップには千二百円出した、千二百円になるのだと、しかし、もしこの六百円を差し引くと、この観点から、六百円というものを加えて考えますと、これが差引くと四百二十円を考へまして差し引くと四百二十円になると、こう申し上げたのであります。非常にくどくど申し上げました。ベイスとしてはこれは業績手当は関係ない、こう考へております。

○岩間正男君 そうすると、これはやはり四百二十円なんです。それで、それで、ところが、あなたのお話の中では、ベイスは千二百円も上げると、ふりに解釈できるというふうな形で、どうも千二百円上つたというふうに宣伝されがちなんです。実質は、六百円というやつは、そうすると今までの業績手当という、まあ実際は確定したものでありますけれども、これは不明瞭な形で出しておる、しかし、これはベイスとしてはつきり基本的な基本給の中に差引込むのだ、こういう形である。しかし、千二百円の裁定案があつたから、そこに差引込んで、その分だけ差引くのだから、実質的には四百二十円だ。この点が明確にさるべきだと思つて、私たちはこれに異議はあるのです。基本的にいいますと、一体既得権なんです。労働者が団体交渉をやつて、そうしてはつきり確立した、そういうものが今度の仲裁裁定の中に差引込まれるという形で、実際は今まで何のためにそんなら国鉄労働者が努力をし、長年非常に苦しい戦いを

して、生活を守るために努力を続けて

きたかということがわからなくなる、こういうところへ傾きまして、何か暗箱の中みたいなものに入れられて、過去のやつを吸収するのだというので、実質的には四百二十円、しかし、宣伝では千二百円、こういう格好で国民の前には千二百円だと言つて、ここがなかなかわかりにくい。千二百円上つた、こう思ふ。それで一体また何をやってゐるんだ、またどうも職場大会をきのうより始めておる、どうも納得がいかに、こういうふうには国民は考へる。しかし、これはごまかしである。全くごまかしであるということをして、私たちがここで明らかにしたい。それで、実際には四百二十円しか上らない、実質的には。しかし、宣伝では千二百円上つたということになる。そうすると、今まで労働組合がやつてきた努力というものはほんとうに認めない、こういうことになつて、政府が、仲裁裁定でそういう不明瞭なものが出てきて、一応労働者はこれは涙をのんで一応事件解決のためにのんだ。ところが、それに対して完全実施ができない。そうして実際は、また言いがかりをつけて、今度は第二次だ、第三次だ、わけのわからないものから、さらになしなくすしにやつていく。今年度はこれはやらぬのだと、仲裁委員長のそういう言明さえ踏みにじつて、今度は百八十円も引いてしまつた、そういう予算措置をしておる。こういう形での一体裁定の実施というものは、これは果して労働者の対立の問題、それから国鉄労働者の今の非常に苦しい生活の状態、しかも、非常に危険が多い、こういうふうな職場の特質的な事情、さらに一方における国鉄の

輸送計画、輸送増強計画、そういう中で四十四万の人員を一人も減らさない、こういうふうな重大な問題に当面しておる。こういう労働者に対するところの実際的な措置である、こういう点については、深甚に、国鉄当局はほんとうに今後の輸送行政を円滑にする面から考へなきやならぬのじゃないか、これが私の論点です。どうもそういう点では非常に自主性がやはりない。熱意と努力が足りない。問題の解決に對して、ほんとうに誠心誠意、全力をあげて當つておるといふふうには考へられないのですが、どうですか。私は、もしも、そういう国鉄がほんとうに誠意をもつて當られるなら、こういうふうなごまかしの裁定のやり方、これをさらに悪用したようなやり方で、今度の政府のごまかし解決、こういうものに国鉄はむしろ警告を發して、当然やはり労働者の問題を正常化する、そして国民の前にもこの態度を明らかにして、そうして国民の支持を受け、これがほんとうに労働者の対立を解決する根本の私は基本的な態度でなければならぬ、こういうふうには考へませんが、いかがでございませうか。

○説明員(小倉俊夫君) 先ほどの六百円の問題につきましては、裁定の中にもはつきりこれは千二百円の中に包含するものであるということに相なつております。それから自主性がない、あるいは努力が足りない、国鉄にはいろいろなむずかしい問題があるのについて、さらに努力をせよ、こういうふうな仰せでございまして、私どもは従来も努力して参つたつもりであります。が、もちろん十分とは考へておりません、今後でもできるだけ実質的に、か

つ努力して参りたい、こう考えております。

○岩間正男君 とにかく国民は千二百円上げると考えておりますね。国鉄の労働者の中でも、末端の方に行くとこの問題はなかなかわかっていないという実態を、私たちは職場の人なんかと話し合っているのですから、そうすると、こういう形で出されてくると、一体これを、労使間の円満な解決というふうにくいかどうかということとは非常に疑問に考えておるのです。そういう点からも、やっぱりこれは誠心誠意解決してもらいたいということを私の希望として申し上げて、私の質問を終ります。

○委員長(戸叶武君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(戸叶武君) 速記を始めて。本日は、これにて散会いたします。午前十一時五十三分散会

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小型船海運組合法案(衆)

小型船海運組合法案

小型船海運組合法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 小型船海運組合
- 第一節 通則(第三条―第七条)
- 第二節 事業及び調整規程(第八―第十八条)
- 第三節 組合員(第十九条―第二十五条)
- 第四節 設立(第二十六条―第三十条)
- 第五節 管理(第三十一条―第五十一条)

第六節 解散及び清算(第五十二条―第五十五条)

第三章 小型船海運組合連合会(第五十六条―第五十八条)

第四章 事業活動の規制に関する命令(第五十九条―第六十二条)

第五章 雑則(第六十三条―第六十九条)

第六章 罰則(第七十条―第七十五条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、小型船海運業を営む者が、その経済的地位の改善を図るため小型船海運組合を結成することができるようにし、もつて小型船海運業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小型船」とは、貨物の運送の用に供する船舶(はしけを含む。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの以外のものをいう。

- 一 総トン数五トン未満の鋼製の船舶及び総トン数五百トン以上の鋼製の船舶
- 二 二ろかいかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいかいをもつて運転する舟
- 三 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項の漁船
- 四 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第四項

の旅客定期航路事業又は同法第二十一条の旅客不定期航路事業の用に供する船舶

五 もつぱら港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二条第一項の港湾運送の用に供する船舶

六 もつぱら港湾運送事業法第二条第三項の規定により指定する港湾以外の港湾において港湾運送事業法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業の用に供する船舶

七 この法律において「小型船海運業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 木船運送法(昭和二十七年法律第五十一号)第二条第三項の木船運送事業

二 木船運送法第二条第四項の木船運送事業

三 木船運送法第二条第五項の木船運送事業

四 海上運送法第二条第二項の船舶運航事業(旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業を除く。)であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶によるもの

五 海上運送法第二条第六項の船舶貸渡業であつて、総トン数五トン以上五百トン未満の鋼製の船舶を対象とするもの

六 木船運送法第二十七条の規定により同法が準用される木船運送の事業

七 海上運送法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業(旅客定期航路事業及

び旅客不定期航路事業に相当するものを除く。)

第二章 小型船海運組合

第一節 通則

(海運組合)

第三条 小型船海運業を営む者は、その共同の利益を増進するため、小型船海運組合(以下「海運組合」という。)を組織することができる。

(法人格及び住所)

第四条 海運組合は、法人とする。

2 海運組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 海運組合は、次の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六条 海運組合は、その名称中に「海運組合」という文字を用いなければならない。

2 海運組合でない者は、その名称中に「海運組合」という文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 海運組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ第三者に対抗することができない。

第二節 事業及び調整規程(事業)

第八条 海運組合は、次に掲げる事業を行うことができる。

一 小型船による貨物の運送に係る運賃若しくは回漕料又は小型船の貸渡に係る料金であつて組合員が受け取り、又は支払うものの調整

二 組合員の小型船海運業に係る運送条件であつて前号に規定するもの以外のものの調整

三 組合員が小型船により運送する貨物の引受数量又は引受方法の調整

四 組合員が運船する小型船の船腹の調整

五 組合員が保有する小型船の船腹の調整

六 組合員が小型船を運航するために必要な燃料等の物資の購入数量、購入方法又は購入価格の調整

七 組合員の小型船海運業に関する共同事業

八 組合員の小型船海運業の経営の合理化に関する指導及びあつせん

九 組合員に対する小型船海運業に係る事業資金のあつせん(あつせんに代えては資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。)

十 組合員又は組合員が使用する従業員の福利厚生又は技能教育に関する事業

十一 組合員又は組合員が使用する従業員のためにする海難防止に関する事業

十二 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究その他の事業

2 海運組合は、組合員の利用に支障がない場合に限る。組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分額の総額は、その事業年度における組合員の利用分額の総額の百分の二十をこえてはならない。

(団体協約の交渉及び締結)
第九条 海運組合は、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約を締結することができる。

2 海運組合の代表者は、總會の承認を得てからでなければ、前項の団体協約の締結に関する交渉をする権限を有しない。

3 前項の交渉の申出を受けた者は、誠意をもつてこれに応じなければならぬ。

4 第一項の団体協約は、あらかじめ總會の承認を得て、同項の団体協約であることを明記した書面をもつてしなければ、その効力を生じない。

5 第一項の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約であつて、その内容が第一項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(団体協約の認可等)
第十条 第八條第一項第一号から第六号までに規定する事業に関する団体協約は、運輸大臣の認可を受

けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 前項の団体協約については、第十二條第二項、第十四條及び第十五條の規定を準用する。

(通告)
第十一條 運輸大臣は、前條第一項の団体協約の締結のための交渉に關し、当該海運組合の事業の円滑な実施及び当事者間の公正な取引秩序の確立のために特に必要があると認めるときは、当事者の双方又は一方に対し、必要な勧告をすることができる。

(調整規程の認可)
第十二條 海運組合は、第八條第一項第一号から第六号までに掲げる事業を行うおとすときは、その内容、実施の方法等を定めた規程(以下「調整規程」といふ)を運輸大臣に提出して認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が次の各号の一に該当すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 小型船海運業の安定を図るための必要かつ最少限度をこえること。

二 第二條第二項各号に掲げる業種の間又は同一業種の組合員の間に不当に差別的であること。

三 荷主又は関連事業者の利益を不当に害すること。

3 運輸大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該調

整規程が他の海運組合の調整規程と同一の事項について異なる定をしているときは、これらの調整規程を調整すべきことを命ずることができる。

(調整規程の実施の予告等)
第十三條 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施の期日の十五日前までに、その従業員に対して、当該調整規程の実施について予告をしなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 海運組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員に離職を招来した場合には、その後の従業員採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れるように努めなければならない。

(調整規程の變更命令及び認可の取消)
第十四條 運輸大臣は、調整規程の内容が第十二條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該海運組合に対し、期限を定めて、これを變更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九條の命令をしようとするときはその命令をした後において特に必要があると認めるときは、当該命令に係る海運組合に対し、その調整規程を變更すべきことを命ずることができる。

(調整規程の廃止の届出)
第十五條 海運組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その

旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等に関する決議)
第十六條 調整規程の設定、變更又は廃止は、總會又は創立總會の決議によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、總會は、その決議により、調整規程の變更を、範囲を限定して、理事会の決議に委任することができる。

3 前二項の總會の決議は、總組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

4 第二項の理事会の決議は、理事の三分の二以上の多数が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(監査員)
第十七條 海運組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施に關する監査を行うため、監査員を置くことができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)
第十八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、認可を受けた団体協約又は調整規程に係る海運組合又はその組合員の行為には、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき又は組合員に不公正な取引方法に該當する行為をさせるようとするとき。

二 第六十五條第四項の規定による公示があつた後四十日を経過

したとき(同条第三項の請求に応じ、運輸大臣が第十四條第一項(第十條第二項)において準用する場合を含む)の規定による処分をした場合を除く)。

2 第六十五條第三項の規定による請求が団体協約又は調整規程の一部について行われたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、その団体協約又は調整規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に基いてする行為には、適用しない。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、海運組合が第八條第一項第七号から第十二号まで(第五十八條)において準用する場合を含む)の規定に基いてする行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

第三節 組合員
(組合員の資格の制限)
第十九條 海運組合は、組合員の資格について、地区、航路、貨物又は運輸省令で定める業種以外の制限をしてはならない。

(加入の自由)
第二十條 組合員たる資格を有する者が海運組合に加入しようとするときは、海運組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(議決権及び選挙権)
第二十一条 組合員は、それぞれ一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることできない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を海運組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)
第二十二條 海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて海運組合に對抗することができない。

3 組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。

(使用料及び手数料)
第二十三條 海運組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(過怠金)
第二十四條 海運組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

2 海運組合は、前項の規定により、調整規程に違反した組合員に対して過怠金を課せうとするとき

は、過怠金の額その他の事項を調整規程で定めなければならない。

(法定脱退)
第二十五條 組合員は、次の理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

2 除名は、次の各号に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、海運組合は、その総会の会日の二十日前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 海運組合の目的の遂行を妨げる行為をした組合員
二 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することができない。

第四節 設立
(発起人)
第二十六條 海運組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の者が、発起人になることを要する。ただし、運輸大臣が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

(創立総会)
第二十七條 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の三週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

(設立の認可)
第二十八條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他運輸省令で定める書類を運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする海運組合が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第五條各号の要件を備えていること。
二 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。
三 構成がその事業を行うのに適正なものであること。
(成立の時期)
第二十九條 海運組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法等の準用)
第三十條 設立については、第二十一条、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九條第五

項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條、第二百五十三條及び第四百二十八條の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは、「小型船海運組合法第二十七條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「小型船海運組合法第二十七條第五項」と読み替へるものとす。

第五節 管理
(定款)
第三十一條 海運組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 組合員たる資格に関する規定
五 組合員の加入及び脱退に関する規定
六 組合員の権利義務に関する規定
七 事業の執行に関する規定
八 役員に関する規定
九 会議に関する規定
十 会計に関する規定
十一 公告の方法

2 海運組合の定款には、前項の事項のほか、海運組合の存立時期又は解散の理由を定めたときは、その時期又は理由を記載しなければならない。

(役員)
第三十二條 海運組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会(設立当時の役員は、創立総会)において選挙又は選任する。

4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

(役員任期)
第三十三條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事會)
第三十四條 海運組合の業務の執行は、理事會が決する。

2 理事會の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 海運組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事會の議決に加わることができるものとすることができる。

(理事の責任)
第三十五條 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、海運組合に対して連帯して損害賠償の責任を負う。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十八條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様である。

3 前二項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項及び第三項の規定を、第一項の理事の責任については、同條第四項の規定を準用する。

(監事の兼職禁止等)
第三十六條 監事は、当該海運組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

2 監事の責任については、前條の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧等)
第三十七條 理事は、定款、調整規程並びに總會及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿は、第二條第二項各号に掲げる業種ごとに作成し、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日
三 組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることが出来る。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)
第三十八條 理事は、通常總會の日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び海運組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることが出来る。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 剰余金の配分は、定款で定めるところにより、組合員の事業の利益分量又は支払つた経費の額に応じてしなければならない。

(会計帳簿等の閲覧等)
第三十九條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることが出来る。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の変更)
第四十條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することが出来る。このとき、その請求につき總會において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、職務の遂行に關し不正の行為をし、又は法令若しくは定款に違反したことを理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に付し、かつ、總會の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写を送付し、かつ、總會において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の場合については、第四十三條第二項及び第四十四條の規定を準用する。

(商法等の準用)
第四十一條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項、第二百五十八條第一項、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで及び第二百八十四條の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條並びに商法第二百五十四條ノ二、第二百六十一條から第二百六十二條まで、第二百六十五條及び第二百七十二條の規定を、監事については、商法第二百七十四條及び第二百七十八條の規定を、理事会については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項、第二

百五十九條から第二百五十九條ノ三まで及び第二百六十條ノ三の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは、第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは、「小型船海運組合法第三十八條第二項」と読み替へるものとする。

(通常總會の招集)
第四十二條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

(臨時總會の招集)
第四十三條 理事は、定款で定めるところにより、必要に應じ何時でも、臨時總會を招集することが出来る。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して總會の招集を請求したときは、理事会は、臨時總會をその請求のあつた日から三十日以内に招集すべきことを決しなければならない。

(組合員による總會招集)
第四十四條 前條第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が總會招集の手続をしないときは、運輸大臣の承認を得て總會を招集することが出来る。理事の職務を行う者が不在の場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様である。

(總會招集の手続)
第四十五條 總會の招集は、会日の二十日前までに、會議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つて通知しなければならない。(通知又は催告)
第四十六條 海運組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を海運組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(總會の議決事項)
第四十七條 この法律で別に定めるもののほか、次の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
三 経費の賦課及び徴収の方法
四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。
3 第二十八條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(總會の議事)
第四十八條 總會の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、總會において選任する。
3 議長は、總會の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができ、ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。
(特別の決議)

第四十九条 この法律で別に定めるもののほか、次の事項を決議するには、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。
一 定款の変更
二 海運組合の解散又は合併
三 組合員の除名
(商法の準用)

第五十条 総会については、商法第二百三十一条、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定を準用する。この場合には、商法第二百四十三条中「第二百三十一条」とあるのは「小型船海運組合法第四十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「小型船海運組合法第四十九条」と読み替えるものとする。

(総代会)
第五十一条 組合員の総数が二百人を超える海運組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。
2 総代会は、組合員のうちから、地域、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。
3 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一を

下つてはならない。ただし、組合員の総数が千人を超える海運組合にあつては、百人をもつて足りる。
4 総代の選挙については、第三十二条第三項及び第五項の規定を準用する。
5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合には、第二十一条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「四人」と読み替えるものとする。
7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く)をし、又は海運組合の解散若しくは合併の決議をすることができない。

第六節 解散及び清算
第五十二条 海運組合は、次の理由によつて解散する。
一 総会の決議
二 海運組合の合併
三 海運組合の破産
四 定款で定める存立時期の満了
又は解散理由の発生
五 第六十四条第一項の規定による解散命令
2 海運組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
第五十三条 海運組合が合併するに

は、総会の議決を経なければならない。
2 合併は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
3 前項の認可については、第二十八条第二項の規定を準用する。
第五十四条 合併によつて海運組合を設立するには、各海運組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
2 前項の規定による役員任期は、最初の通常総会の日までとする。
3 第一項の規定による設立委員の選任の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。
(商法等の準用)
第五十五条 合併については、商法第二百二条から第六六条まで及び第一百八条から第一百一十一条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ八の規定を、解散及び清算については、商法第二百二条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三百三十一条、第四百十七条から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第三百三十七條ノ二、第三百三十八條から第三百四十条まで及び第三百三十八條ノ三の規定を、清算人については第三十四

条から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項、第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條第一項、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十五條、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで、第二百七十二條及び第二百八十四條の規定を準用する。この場合には、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「小型船海運組合法第五十五条ニ於テ準用スル同法第三十八條第三項」と、商法第二百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。
第三章 小型船海運組合連合会

(小型船海運組合連合会)
第五十六条 海運組合は、小型船海運組合連合会を組織することができる。
2 小型船海運組合連合会は、他の小型船海運組合連合会又は海運組合と更に小型船海運組合連合会を組織することができる。
(調整規程の総合調整等)
第五十七条 小型船海運組合連合会(以下「連合会」といふ)は、会員の調整規程を総合調整し、並びに

当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員のための調整規程を設定し、及び実施するものとする。
(準用)
第五十八条 連合会については、第四条、第五条(第三号を除く)、第六条から第二十條まで、第二十一条第二項から第五項まで、第二十二條から第五十條まで及び第五十二條から第五十五條までの規定を準用する。この場合には、第六條中「海運組合」とあるのは「海運組合連合会」と、第九條中「組合員」とあるのは「連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員」と、第十六條第三項及び第四十九條中「総組合員の半数以上」とあるのは「議決権の總數の半数以上」に相當する議決権を有する會員」と、第二十一條第四項及び第二十六條中「十人」とあるのは「二十五條各号」とあるのは「第五條第一号及び第二号」と読み替へるものとする。
第四章 事業活動の規制に関する命令

(事業活動の規制に関する命令)
第五十九条 第八條第一項第一号から第四号までの事業に係る調整規程に係る小型船海運業者を営む者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該海運組合又は連合会の出出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業者を営む者のすべてに対し、そ

ら第九號までの事業に係る調整規程に係る小型船海運業者を営む者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該海運組合又は連合会の出出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業者を営む者のすべてに対し、そ

ら第九號までの事業に係る調整規程に係る小型船海運業者を営む者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該海運組合又は連合会の出出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業者を営む者のすべてに対し、そ

ら第九號までの事業に係る調整規程に係る小型船海運業者を営む者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなつた場合において、当該海運組合又は連合会の出出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、小型船海運業者を営む者のすべてに対し、そ

の事業活動に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることが出来る。

2 第八條第一項第五号の事業に係る調整規程が実施されている場合において、当該海運組合の組合員（当該連合会を直接又は間接に構成する海運組合の組合員を含む。以下本項中同じ。）たる資格を有する者の大部分が同一内容の調整規程の適用を受けることとなり、かつ、当該海運組合又は連合会の申出があつたときは、運輸大臣は、当該調整規程の内容を参酌して、運輸省令をもつて、当該海運組合の組合員たる資格を有する者のすべてに対し、その保有する小型船舶の船腹に関する制限を定め、これに従うべきことを命ずることが出来る。

第六十條 運輸大臣は、小型船舶海運業を営む者であつて当該調整規程の適用を受けないものの事業活動が、当該調整規程が目的としている小型船舶海運業の安定を阻害しており、かつ、当該海運組合又は連合会の自主的活動をもつてしてこれを除去できない場合において、これを放置しては、国民経済の發展に著しい支障があると認めるときでなければ、前条の命令をしてはならない。

第六十一條 運輸大臣は、第五十九條の命令をした場合において、当該命令の実施につき、運輸省令で定めるところにより、当該命令に係る海運組合又は連合会若しくはその連合会を直接若しくは間接に

構成する海運組合をして必要な補助をさせることができる。

2 前項の業務を行つた海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（役員又は職員の解任）

第六十二條 運輸大臣は、前条第一項の業務を行つた海運組合又は連合会の役員又は職員であつて当該業務に従事する者がその業務を不当に処理し、又は役員若しくは職員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

第五章 雜則

第六十三條 海運組合又は連合会の業務の執行が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その理由を記載した文書により、その旨を運輸大臣に申し出ることが出来る。

2 運輸大臣は、前項の申出があつたときは、必要な措置をとらなければならぬ。

（解散命令等）

第六十四條 運輸大臣は、海運組合又は連合会が次の各号の一に該当すると認めるときは、その海運組合又は連合会の解散を命ずることが出来る。

二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。

三 その他この法律又はこれに基く処分違反したとき。

2 運輸大臣は、二以上の海運組合又は連合会の調整規程を実施するために必要があると認めるときは、当該海運組合又は連合会に対し、新たに連合会を組織し、又は合併すべきことを命ずることが出来る。

（公正取引委員会との関係）

第六十五條 運輸大臣は、第十条第一項若しくは第十二條第一項（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）又は第十四條（第十条第二項及び第五十八條において準用する場合を含む。）の処分（認可しない旨の処分を除く。）をしたとき、又は第十五條（第十条第二項及び第五十八條において準用する場合を含む。）の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 運輸大臣は、第五十九條の命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十条第一項又は第十二條第一項（これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む。）の認可を受けた団体協約又は調整規程の内容が第十二條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、運輸大臣に対し、第十四條第一項（第十条第二項及び第五十八條において準

用する場合を含む。）の処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

（運輸審議会への諮問）

第六十六條 運輸大臣は、第十四條第二項（第十条第二項及び第五十八條において準用する場合を含む。）の処分をし、又は第五十九條の命令をしようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

（報告及び検査）

第六十七條 運輸大臣は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、小型船舶海運業を営む者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しくは設備に関する検査をさせ、若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（職権の委任）

第六十八條 運輸大臣は、政令で定めるところにより、この法律に規定する職権の一部を海運局長に委任することができる。

第六十九條 海上運送法第二十九條の規定は、この法律に基いて行つた共同行為については、適用しない。

第六十條 第六十七條第一項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、立入を拒み、若しくは検査を妨げ、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第六十二條 次の各号の場合には、海運組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて海運組合又は連合会が行つたことが出来る事業以外の事業を当該海運組合又は連合会の事業として行つたとき。

二 第七條第一項（第五十八條において準用する場合を含む。）の

規定に基づく政令による登記を怠つたとき。

三 第八條第二項(第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

四 第十五條(第十條第二項及び第五十八條において準用する場合を含む)又は第五十二條第二項(第五十八條において準用する場合を含む)の規定による届出を怠つたとき。

五 第二十條(第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

六 第二十五條第二項後段又は第四十條第四項(これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

七 第三十條若しくは第五十條(これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む)において準用する商法第二百四十四條又は第四十一條若しくは第五十五條(これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む)において準用する同法第二百六十條ノ三若しくは同法第四百十九條の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八 第三十二條第五項(第五十一條第四項及び第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

九 第三十六條第一項(第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反して理事又は職員を兼ねたとき。

十 第三十七條又は第三十八條(これらの規定を第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 正当な理由がないのに第三十九條(第五十八條において準用する場合を含む)又は第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む)において準用する商法第二百七十四條第一項の規定による帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む)において準用する商法第二百七十四條第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む)において準用する商法第二百七十四條第二項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第四十二條(第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反して通常総会の招集を怠つたとき。

十五 第五十五條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して海運組合又は連合会の財産を処分したとき。

十六 第五十五條において準用する商法第四百二十一条に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十七 清算の結了を遅延させることを目的として第五十五條において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたととき。

十八 第五十五條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第七十五條 第六條第二項(第五十八條において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める。
2 この法律の施行の際現に海運組合という文字又は海運組合連合会という文字を用いている者は、この法律の施行の日から二月間は、第六條第二項の規定にかかわらず、これを用いることができる。
3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十五号の五の次に次の二号を加える。
十五の六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会の設立の認可等必要な処分をするものと。

十五の七 小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。

第六條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。
四の三 小型船海運組合法(昭和三十三年法律第 号)の規定により運輸審議会にはかかることを要する事項
第二十三條第一項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 小型船海運業の安定に關すること。
第四十條第一項第二号の二の次に次の一号を加える。
二の三 小型船海運業の安定に關すること。

4 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第五号の次に次の一号を加える。
六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会
5 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。
第二條第五号の次に次の一号を加える。
六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会
6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「酒販組合中央会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「酒税の保全及び酒類業組合等」に關する法律」の下に、「小型船海運組合法」を加える。
7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第九條第六項中「塩業組合、」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会、」を加える。

十五の七 小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。

第六條第一項第四号の二の次に次の一号を加える。
四の三 小型船海運組合法(昭和三十三年法律第 号)の規定により運輸審議会にはかかることを要する事項
第二十三條第一項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 小型船海運業の安定に關すること。
第四十條第一項第二号の二の次に次の一号を加える。
二の三 小型船海運業の安定に關すること。

4 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第五号の次に次の一号を加える。
六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会
5 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。
第二條第五号の次に次の一号を加える。
六 小型船海運組合及び小型船海運組合連合会
6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「酒販組合中央会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「酒税の保全及び酒類業組合等」に關する法律」の下に、「小型船海運組合法」を加える。
7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第九條第六項中「塩業組合、」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会、」を加える。

十五の七 小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。

法律」の下に、「小型船海運組合法」を加える。
7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第九條第六項中「塩業組合、」の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会、」を加える。

十五の七 小型船海運業を営む者の運賃等を調整し、及び小型船の船腹の増加を制限すること。